平成27年4月1日から平成28年3月31日までの検査結果

検査日	区分	検査品目	生産地等	放射性 セシウム 134 (Bq/Kg)	放射性 セシウム 137 (Bq/Kg)	放射性 セシウム (注2) (Bq/Kg)
4月15日	自家生産食品	夏みかん (果実部 のみ)	神奈川県相模原市	不検出 (2.0 未満)	不検出 (2.4 未満)	不検出 (4.4 未満)
4月15日	自家生産食品	夏みかん (皮部 のみ)	神奈川県相模原市	不検出 (2.6 未満)	不検出 (3.1 未満)	不検出 (5.7 未満)
4月15日	自家生産 食品	なめこ	神奈川県 相模原市	不検出 (2.3 未満)	4.7	4.7
4月15日	自家生産 食品	しいたけ	神奈川県 相模原市	不検出 (2.2 未満)	10	10
4月28日	自家生産 食品	アスパラ菜	東京都町田市	不検出 (2.6 未満)	不検出 (2.8 未満)	不検出 (5.4 未満)
5月20日	自家生産食品	ヤギ乳	神奈川県 相模原市	不検出 (2.7 未満)	不検出 (2.6 未満)	不検出 (5.3 未満)
5月21日	流通食品	*	神奈川県 相模原市 (販売者 所在地)	不検出 (2.3 未満)	不検出 (2.7 未満)	不検出 (5.0 未満)
5月21日	流通食品	小麦粉	岩手県 岩手郡 岩手町 (生産地)	不検出 (2.3 未満)	不検出 (2.9 未満)	不検出 (5.2 未満)
5月21日	自家生産食品	梅	神奈川県 相模原市	不検出 (2.5 未満)	不検出 (3.1 未満)	不検出 (5.6 未満)
6月3日	自家生産食品	製茶	神奈川県相模原市	10	22	32
6月11日	自家生産食品	梅	神奈川県 相模原市	不検出 (2.1 未満)	不検出 (2.5 未満)	不検出 (4.6 未満)
6月12日	自家生産 食品	たけのこ	神奈川県 相模原市	不検出 (2.4 未満)	不検出 (2.3 未満)	不検出 (4.7 未満)

7月7日	自家生産	ブラック	神奈川県	不検出	不検出	不検出
	食品	ベリー	相模原市	(2.2 未満)	(2.2 未満)	(4.4 未満)
8月19日	自家生産食品	にがうり	神奈川県	不検出	不検出	不検出
			横浜市	(2.2 未満)	(2.9 未満)	(5.1 未満)
8月28日	流通食品	ピーマン	神奈川県	不検出 (3.4 未満)	不 检山	7.1 4.11
			厚木市		不検出	不検出
			(生産地)		(3.1 未満)	(6.5 未満)
9月28日	自家生産 食品	柿	神奈川県	不検出	不検出	不検出
			相模原市	(3.0 未満)	(2.6 未満)	(5.6 未満)
10月26	自家生産	+=	千葉県	不検出	不検出	不検出
日	食品	 柿 	千葉市	(2.0 未満)	(2.4 未満)	(4.4 未満)
10月26	自家生産	じゃがいも	東京都	不検出	不検出	不検出
日	食品		町田市	(2.3 未満)	(2.5 未満)	(4.8 未満)
11月4日	自家生産 食品	柿	群馬県	不検出	不検出	不検出
			館林市	(2.5 未満)	(2.6 未満)	(5.1 未満)
11月26	自家生産	ゆず(皮部	神奈川県	不検出	0.0	6.0
日	食品	のみ)	相模原市	(2.0 未満)	6.8	6.8
11月26	自家生産	ゆず(果実	神奈川県	不検出	2.1	2.1
日	食品	部のみ)	相模原市	(1.4 未満)	۷.۱	۷.۱
	流通食品	りんご	群馬県	不検出 (2.1 未満)	不検出	不検出
12月1日			沼田市		(2.7 未満)	(4.8 未満)
			(生産地)		(2.7 不利)	(4.0 不過)
12月16	自家生産	大豆	神奈川県	不検出	不検出	不検出
日	食品	八立	相模原市	(2.0 未満)	(2.4 未満)	(4.4 未満)
1 🖽 2 2 🖂	流通食品	じゃがいも	神奈川県	不検出	不検出	不検出
1月22日			相模原市	(2.2 未満)	(2.5 未満)	(4.7 未満)
1月22日	流通食品	はっさ((果	神奈川県	不検出	不検出	不検出
		実部のみ)	相模原市	(2.2 未満)	(2.5 未満)	(4.7 未満)
1月22日	流通食品	はっさ((皮	神奈川県	不検出	不検出	不検出
		部のみ)	相模原市	(3.2 未満)	(3.8 未満)	(7.0 未満)
2月8日	自家生産 食品	夏みかん	神奈川県	不検出	不検出	不検出
			相模原市	(2.7 未満)	(3.1 未満)	(5.8 未満)
3月23日	自家生産	じゃがいも	神奈川県	不検出	不検出	不検出
	食品		相模原市	(2.1 未満)	(2.6 未満)	(4.7 未満)

カッコ内の数字は検出限界値(注3)を表す。

- (注1) 流通食品は製造者・販売者等所在地、自家生産食品は生産地を依頼者の申告に 基づき表記。
- (注2) 放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 の合計値。
- (注3) 検出限界値とは検査機器が正確に測定することが可能な最小値を表す。
- (注4) お茶の検査は製茶の状態で簡易検査を実施し、その結果が50Bq/Kgを超えた場合、飲用の状態で確定検査を実施。 その他の食品は簡易検査の結果が50Bq/Kgを超えた場合、確定検査を実施。
- (注5) 製茶及び麦茶は乾燥した茶葉の状態で検査を実施。製茶と麦茶は飲用の状態で 飲料水の放射性セシウムの基準値 1 0 Bq/Kg が適用されるが、乾燥した茶葉の状態で検査を実施し、検査結果が 1 5 0 Bq/Kg を下回れば、飲用の状態で 1 0 Bq/Kg を下回ることが確認されている。